

平成30年の提案募集の取組状況

1. 支障事例の取扱いについて

【平成29年までの現状・課題】

- 提案に当たり具体的な支障事例を重視しているが、現在起きている問題の解決ではなく、生産性向上や効率化等の効果が大きいために見直すべき事項もある。
- 特に権限移譲については、現状で権限を持っていないことから、具体的な支障事例を示すことが難しいとの指摘がある。

【平成30年の対応】

- 現在起きている問題の解決だけでなく、今後起こり得る問題の防止や、事務の改善・新事業の実施等に制度の見直しが必要であることも、支障事例として記載可能である旨を募集要項等で明確化。あわせて、より具体的な支障事例の記載イメージを作成し、提案募集開始に併せて地方に提示(2～3ページ参照)。
- ただし、抽象的な「べき論」だけでは提案の実現は難しく、最終的に実現するためには制度の見直しの必要性等を明らかにする必要があることから、事前相談を通じ、現行規制・制度の問題点や見直しによる効果を具体化していくなど、提案内容の充実を支援。

具体的な支障事例のイメージ

参考

<設備、人員等に係る全国一律の基準の緩和等>

- ・施設や設備の基準が全国一律に決まっており、利用者の質や利用人数に応じた対応ができない。
- ・従業者が取得すべき資格が一律に決まっており、経験・知識のある地域の人材が活用できない。
- ・従業者の確保が困難な地域で、非常勤の従業者や近隣施設との併任により確保したいが、配置基準上、従業者が常勤と決まっているため柔軟な対応ができない。
- ・福祉関係の資格者について、更新手続の失念などの軽微な過失による場合でも、一律で一定期間業務に従事することができず、人材確保や住民との信頼関係に支障が出ている。
- ・施設の設置場所の要件が法令で限定されているが、安全性等に問題がないと判断できる場合は、地方の判断で柔軟に設置できるようにすることで、住民の利便性が向上する。
- ・類似の施設間で設備や人員を共用し、運営を効率化したいが、それぞれに配置が義務付けられているため改善ができない。 …等

<地方が行う手続の緩和・柔軟化等>

- ・事業の委託や業務の連携をできる事業者が限定されており、より効率的・効果的な実施が可能な団体がいるにも関わらず活用することができない。
- ・届出を受け付ける時期が法律で決まっており、急遽対応すべき案件に対応できない。
- ・申請の処理期間が一律に定められているが、時期・事情によって延長を認めてほしい。
- ・住民による申請の提出先について、勤務先や就学先の市町村での申請を認めることで、行政効率化・住民サービスの向上が図られるが、法令で居住地の市町村が申請先と定められているため、非効率な状況となっている。 …等

<地方の柔軟な対応のための条文や解釈の明文化・明確化>

- ・事業に当たり既存施設の活用を検討しているが、事業の実施場所について「〇〇等」と曖昧に規定され実現に踏み切れずにいるため、当該規定の廃止や例示であることの明文化をすべき。
- ・国の許可を受けた計画等の変更に当たり、再度許可を受けるべき事項と軽微な手続が可能な事項の区分が明確でないため、状況の変化に合わせた制度の運用ができない。 …等

具体的な支障事例のイメージ

参考

<地方の裁量の拡大等>

- ・事業者が実施体制等を変更する場合、現状は市町村への届出であるため、市町村の政策上支障があっても関与することができない。
- ・事業者への監督を行うに当たり、報告徴収や指導に係る権限が不十分であり、独自に条例を定めることが可能かも不明確であるため、適切な監督を行うことができない。
- ・行政サービスに係る費用等について、強制徴収や他の手当との調整等が認められていないため、徴収に多大な労力がかかっている。
…等

<事務・権限の移譲>

- ・国が行っている施設の許可について、国が一括して行っているために時間を要しているが、地方でも判断可能であり、地方が行うことでより迅速かつ地域の事情に則した対応が可能となる。
- ・事業者の監督・指導を国が、許可の受付を都道府県がそれぞれ行っており、実態を知る都道府県が一体的に指導を行った方が効率的だが、制度上行うことができない。
- ・類似の事業の許可権限が都道府県と市区町村で分かれており、市町村の政策を踏まえた事業者の一体的な管理ができず、事業者から見ても申請先がわかりづらい。
…等

<国の手続の簡素化>

- ・許可を受けた計画等について、軽微な内容の変更でも再度国の許可が必要であり、迅速な対応ができない。
- ・事業の実施に係る国の許可を得るために時間がかかり、先の見通しが立たないことから、連携する民間事業者を確保できない。
- ・法令に基づき国との協議を行っているが、国から反対意見等が出されたことがなく、形骸化した手続が負担となっている。
- ・業務内容等の頻繁な変更・追加手続について、安全性等には影響がなく必要性に乏しいことから、許可を要しないこととする、提出書類を省略する等の手続の簡素化をすべき。
- ・定期的に更新が必要な認定等について、期間内の状況変化に乏しく過大な負担となっていることから、期間を延長して事務の簡素化を図るべき。
…等

平成30年の提案募集の取組状況

2. 事前相談の更なる取組強化

【平成29年までの現状・課題】

- 平成29年は、提案募集及び事前相談の受付開始を前倒しすることで、事前相談の件数が増加した(473件→497件)。
- 事前相談において丁寧な対応を行い、提案団体とともに提案の質を高めていくことで、高い対応率につながった。

【平成30年の対応】

- 事前相談について、提案内容の十分な検討を行うため、まずは電話やメールによる簡易な相談を呼び掛け、提案に向けた助言を実施(2～5月に114件)。
また、早期の相談時は、求める措置の具体的内容は不要であり、まずは支障事例等の問題意識のみでの相談で差し支えないことを募集要項等において明示したほか、説明会等で早期の相談を地方に呼びかけた結果、事前相談の件数が増加(497件→530件)。
- 提案募集方式の内容や取組事例、研修等に関する相談窓口として、「分権提案支援ダイヤル」を開設し、地方自治体職員をはじめ、市町村議会議員、大学関係者、事業者、一般住民など、幅広い主体からの相談に対して丁寧に対応した。
- 加えて、全国ブロック説明会に際し、ブロックごとに地方からの相談窓口を設け、説明会の参加団体の提案検討に関する質問や相談を一貫してフォローするなど、きめ細かな支援を実施。

平成30年の提案募集の取組状況

3. 市町村からの提案の充実

【平成29年までの現状・課題】

- 平成29年は、全国ブロック説明会や地方研修会・セミナー等を開催するとともに、新たな取組として、個々の自治体に出向いた意見交換を実施した。
- 平成29年より、提案募集開始を前倒しし、地方が提案を検討する期間を確保した。
- これらの取組により、提案市区町村数、市区町村からの提案件数ともに増加した。

【平成30年の対応】

- 平成29年と同様に、募集期間を最大限確保。(2/20～6/5)
- 提案のすそ野を拡大させるため、自治体職員向け研修をはじめ、大学、住民、事業者等の様々な団体と協働したワークショップ等を、年間のべ約80回実施した(11箇所で開催した全国ブロック説明会を含む。)。また、具体的な現場の支障事例を発掘するため、全国64自治体に個別訪問し、意見交換を実施した。
- 自治体の提案検討の支援ツールと住民への幅広い情報発信を目的に、新たに、「地方分権改革・提案募集方式 入門ガイド」の作成、住民にも分かりやすい成果事例を映像化した「政府広報番組」の作成、誰でも気軽に学べる「地方分権改革e-ラーニング講座」の開設を行った。
- 報道関係者へのきめ細かな情報提供、政府広報番組やSNSを活用した成果事例・イベント情報の発信のほか、地方における分権改革の取組・報道をSNS上で紹介するなど地方側と連携した情報発信により、住民の関心を高め、地方分権改革への参画を促進。